

羽島市小児がん患者再接種費用助成の申請を予定している方へ

羽島市では、小児がん治療で造血幹細胞の移植（骨髄移植等）を行ったことによって、定期の予防接種で得た免疫が低下し、または消失したため、予防接種の再接種が必要となった方に再接種費用の一部助成を行います。

再接種費用の助成をご希望の場合は、下記対象者に該当するかどうかご確認いただき、**再接種を行う前に**必要書類を持って羽島市子育て・健幸課までお越しください。なお、対象者かどうか迷う場合は、申請前に子育て・健幸課までご相談ください。

対 象 者：以下の要件をすべて満たす方になります。

- 1.再接種を受ける日及び申請日に羽島市の住民基本台帳に登録されていること。
- 2.造血幹細胞の移植（骨髄移植等）により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないために、再接種が必要であると医師が認める者であること。
- 3.接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。
- 4.被接種者及びその保護者が、他の地方公共団体から再接種に係る助成を受けていないこと。

対象となる予防接種と年齢：※ロタウイルス・BCG は対象外

四種混合：15 歳未満

Hib 感染症：10 歳未満

小児用肺炎球菌：6 歳未満

その他の予防接種：20 歳未満

助 成 費 用：予防接種に要した費用（抗体検査や意見書作成料は除く）

※再接種した年度における羽島市の同一予防接種の委託単価が上限

《必要書類》

- ・羽島市小児がん患者ワクチン再接種費用助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・羽島市小児がん患者ワクチン再接種費用助成に関する医師意見書（様式第 2 号）
- ・骨髄移植等の前に受けた定期予防接種の記録が記載された母子健康手帳
または当該履歴が確認できるもの

～ 申請後の流れについては裏面をお読みください ～

申請後の流れについて

子育て・健幸課が申請書を受理した後、一週間以内に必要書類（対象認定決定（不認定）通知書、償還払申請関係書類等）を保護者宛に送付します。

対象認定決定通知書等の書類が届いたら

- 対象認定決定通知書の内容を確認し、接種予定医療機関に、予防接種の予約と接種料金の確認をしてください。（対象認定決定通知書は保護者が保管してください。）
※不認定通知書が届いた場合は接種できません。
- 接種の際は、医療機関に「母子健康手帳」と「羽島市の予診票」を提出してください。接種に保護者以外が同伴する場合は、予診票の「委任状」欄への記入も必要です。
- 接種後に、接種料金を医療機関に支払い、「予診票」と「領収書」を受け取ってください。

予防接種を受けたら

- 予防接種を行った後3ヵ月以内に子育て・健幸課に償還払の申請を行ってください。接種後3ヵ月以内のものを合わせて申請することもできます。ただし、申請は接種した日の属する年度内に行ってください。
- 償還払申請には以下の書類等を持参してください。
 - ① 「羽島市小児がん患者ワクチン再接種費用助成金請求書（様式第4号）」
 - ② 接種済内容記載の予診票
 - ③ 領収書償還払い申請の詳細は、子育て・健幸課から後日送付の案内文書に記載します。

羽島市子育て・健幸課

〒501-6241 羽島市竹鼻町 85 番地
TEL 058-392-1111（内線 5302）